

大日駅前交通広場
自転車駐車場管理業務
仕様書

令和5年9月
守口市

1 施設の概要等

- (1) 名称 大日駅前交通広場自転車駐車場
- (2) 所在地 守口市大日東町 100-5 他 (別紙「位置図」参照)

2 業務の内容

- (1) 本業務委託は、道路上の放置自転車の整理を行うものであり、受託者は上記の位置に駐輪機を持ち込み設置し、その管理運営を行うものとする。
- (2) 受託者の設置した駐輪機器一式は、受託者の資産とする。駐輪機器一式は業務委託期間終了後に受託者が撤去すること。

3 設置台数

- (1) 電磁ロック式自転車駐輪ラック……278台
 - (2) 料金精算機……5台以上
 - (3) その他附属機器……一式
- ※ 機器納入に伴う搬入、設置一式は、業務委託料に含むものとする。

4 管理運営

- (1) 警備
 - ① オンラインによる遠隔監視を24時間365日対応で機械警備を行うこと。(遠隔解除、緊急出動無制限)
 - ② 昼間巡回警備は、毎日行うこと。(大日駅地下自転車駐車場従事者との兼務可)
 - ③ 休日／祝日／夜間での緊急時対応を行うこと。
- (2) 集金
 - ① 使用料金は、週1回集金後、即日又は翌日に守口市指定の現金振込書により、指定する金融機関に全納すること。(大日駅地下自転車駐車場従事者との兼務可)
 - ② 売上報告は、月1回行うこと。
- (3) 清掃
場内清掃は、毎日行うこと。(大日駅地下自転車駐車場従事者との兼務可)
- (4) 保険
施設賠償責任保険に加入すること。
- (5) 周知等
当該施設の供用開始後、受託者の責任において、使用方法等の周知を行うこと。
- (6) 責任範囲及び保障
本業務委託に関して、トラブル等が生じた場合は双方協議の上、解決するものとする。(駐輪機による自転車等の破損や料金精算方法等も含む。)
- (7) 苦情処理等
受託者は管理業務に関わるトラブル等について、誠実かつ速やかに対応し、その報告を行うこと。

5 維持管理

- (1) 機械保守
 - ① 定期点検は、年2回行うこと。
 - ② 緊急時の修理対応は、速やかに行うこと。
 - ③ 経年劣化及び不慮の事故による機械部品等の交換・修理は、受託者が負担すること。
 - ④ 通信に伴う電話回線使用料は、受託者が負担すること。
 - ⑤ 電気に伴う電気使用料は、受託者が負担すること。

6 自転車駐輪ラックの仕様

- (1) 電磁ロック式自転車駐輪ラックとすること。
(高位用低位用交互配列、ラックレール進入による前輪の自動ロック及び精算による自動開放機能、満空表示灯、イタズラ防止機能、非常時手動開放機能、対応自転車 20 インチ～28 インチ)
- (2) 料金精算機(夜間操作用照明設置含む)
(使用料金の設定は、管理業務開始日までに本市が指示する金額を設定しておくこと。)
- (3) 各種規格に適応又は準拠し、安全性が保たれていること。
- (4) 電磁ロック式自転車駐輪ラック及び料金精算機は、景観に配慮した塗色(ブラウン系など)にすること。
- (5) その他附属機器一式
 - ① 緊急通話用オートフォン(遠隔解除等対応)
 - ② 料金精算機内蔵小型カメラ及び画像伝送装置
 - ③ 料金精算機一体型簡易テント(料金精算機は屋外用で防雨仕様の機器であること。)
 - ④ HUB ボックス
 - ⑤ その他の必要な機器

7 据付内容の仕様

- (1) 場内撮影用カメラ
- (2) 転倒防止柵
- (3) 駐輪ラック据付(配管、配線、結線を含む)
- (4) 料金精算機据付(配管、配線、結線及び基礎、夜間照明を含む)
- (5) 使用者確認用カメラ(駐輪機内蔵小型カメラ: オートフォン通話時コールセンターへ画像伝送し、使用者確認が出来る物、配管、配線、結線、電話回線の配線、結線を含む)
- (6) 通信及び電気配線(BOX、ブレーカー、接地を含む)
- (7) 案内看板類(駐車料金の額、駐車可能時間、徴収方法、割増金等の表示)
※ 駐輪機設置や資材搬入に関して交通誘導員を配置すること。また、設置後の

機器調整や動作確認は供用開始までに確実にを行い、設置状況や完了までの写真を撮影し完成届として完成図とともに提出すること。

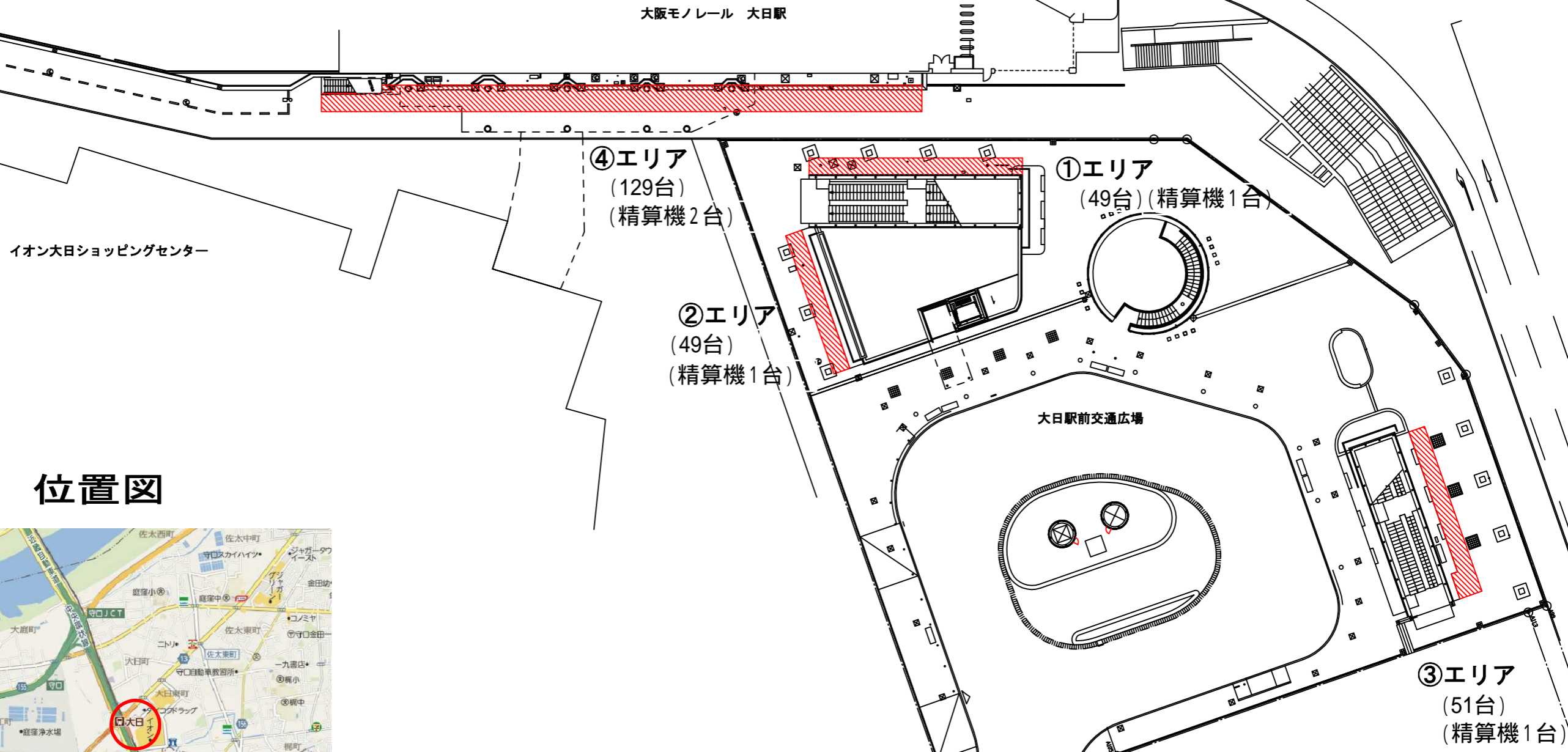
8 供用開始及び管理業務開始日

供用開始予定日及び管理業務開始予定日については令和6年4月1日以降の双方協議の上決定する。

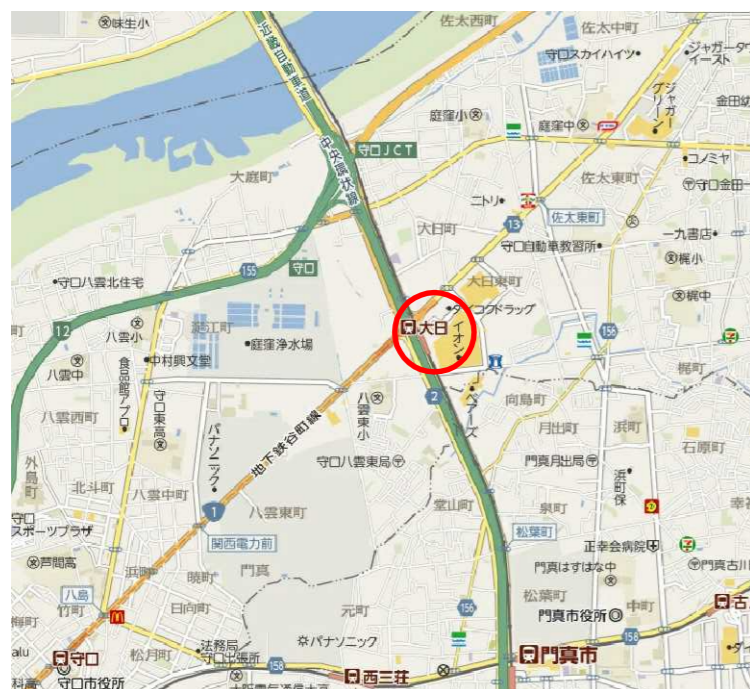
9 その他

- (1) 本業務委託に関し、疑義が生じた場合は、双方協議の上決定すること。
- (2) 工事の施工にあたり受託者は、建設業法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働者災害補償保険法その他関係法規及び守口市の条例・規則等工事の施工に関する諸法令規則を遵守すること。
- (3) 工事の施工にあたり受託者は、関係官庁・関係事業者及び地元代表者・周辺商業店舗・周辺住民等と協議・交渉する場合、又は苦情・要望を受けた場合は、速やかに守口市に報告し協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 工事の施工にあたり受託者の行うべき関係官庁・関係事業者及びその他の関係機関への申請・届出等を諸法令の定めにより行うこと。
- (5) 工事区域内外の安全管理について、作業中はもとより土曜日・日曜日・祝日・降雨等において作業を中止する場合においても、第三者（通行人）が立ち入り、事故等が起きないように十分現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。
- (6) 資材及び工事用機械・機器の搬入出及び作業中においては、既設構造物や民有財産等に損傷・破損のないよう十分注意すること。万一、損傷・破損等が生じた場合、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (7) 工事期間中は、施工場所に応じて、交通誘導員を適切な箇所に配置し、歩行者及び自転車使用者等の安全を確保すること。
- (8) 本場所は、駅改札口に近接し、商業店舗に面する人通りの多い場所であり、歩行者・自転車等の通行には注意し、安全対策を行うこと。
- (9) 既設構造物との取り扱いについては、特に注意して仕上げを行うこと。
- (10) 残土及び産業廃棄物の処分については、環境保全上支障の無い場所を選び、諸法令規則に基づき受託者の責任において、適切に処理すること。
- (11) 工事区域内は、整理・整頓し、作業終了時には周辺の清掃を行うこと。
- (12) 工事区域内の架空線及び地下埋設物（ガス・水道・NTT・関電・排水管等）については、その位置を十分に把握し、近接して作業する場合は、損傷・破損しないよう注意して行うこと。万一、損傷・破損等が生じた場合は応急処置を行い、速やかに関係機関に報告し機能回復等の指示に従うこと。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (13) 駐輪機及び精算機等の設備・資機材の置場について、事前に現地周辺を調査し、受注者の責任において確保すること。また工事用車両・作業員等自動車の駐車場について、事前に現地周辺を調査し、受託者の責任において確保すること。

大日駅前交通広場自転車駐車場管理業務



位置図



凡例	
	管理業務部分を示す

守口市

大日駅前交通広場自転車駐車場管理業務

全体配置図

--	--	--	--	--	--